

西宮市高齢障害者医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市医療費助成条例(昭和46年西宮市条例第23号。以下「条例」という。)の規定による高齢障害者に対する医療費の助成について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、高齢障害者とは、次に掲げる者のうち、条例第3条第1項の規定による受給資格等の認定を受けたものをいう。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者であつて、条例第2条第1項第5号から第7号までに掲げる対象者であるもの
- (2) 条例第2条第1項第1号に掲げる対象者であつて、同項第5号に掲げる対象者であるもののうち、障害の程度が4級に該当するもの

(受給者証の不交付)

第3条 西宮市医療費助成条例施行規則(昭和46年西宮市規則第56号。以下「規則」という。)第3条第1項に規定する市長が定める場合は、前条第2号に掲げる者について、条例第2条第1項第5号に該当する者として受給資格等を認定した場合とする。

(助成の申請を必要としない場合)

第4条 規則第11条第1項に規定する市長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる高齢障害者のうち兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が、次に掲げるときに規則第10条第2項の規定により、条例第4条各号に定める金額の助成を受けようとする場合。ただし、兵庫県後期高齢者医療広域連合から給付情報が得られた場合に限る。

ア 兵庫県外の保険医療機関等において高齢者の医療の確保に関する法律の給付を受けたとき

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付に代えて療養費の支給を受けたとき

ウ 条例第2条第1項第5号から第7号及び同第3条第2項の受給資格等が認定された期間のうち、当該受給者証の交付月より前の期間に保険医療機関等で高齢者の医療の確保に関する法律の給付を受けたとき

エ 医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体が負担する医療に関する助成を受けたとき

- (2) 第2条第2号に掲げる高齢障害者が、条例第4条第1項第1号及び第2号に定める

金額の助成が行われる場合において規則第10条第2項の規定により医療費の助成を受けようとする場合。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。